

夏休み期間中の幼稚園・認可外保育施設などの 利用料無償化について

幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

- 要件 在住の市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。原則、通園している幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」を受けるためには、就労などの要件があります。町内保育園入所要件と一部異なりますので、詳しくは子育て支援課にお問い合わせください。
- 利用料 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額1万1,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。
※ 町立ほくぶ幼稚園において預かり保育は、実施していません。上記は、町外の預かり保育を実施している幼稚園を利用する場合です。

認可外保育施設などを利用する子どもたち

- 対象 ▽幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）を利用しており、利用している幼稚園などの預かり保育の実施時間などが少ない（平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満、または年間開所日数が200日未満）方
▽保育園、認定こども園（保育園部分）などを利用できていない方
- 要件 在住の市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。「保育の必要性の認定」を受けるためには、就労などの要件があります。町内保育園入所要件と一部異なりますので、詳しくは子育て支援課にお問い合わせください。
- 対象施設・事業 認可外保育施設（※）に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も対象となります。
※ 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育などを指します。

■問い合わせ先 子育て支援課幼児保育係 ☎(48)1111(内1123)

家具転倒防止金具を無償で取り付けます

- 対象 町内に住所があり、次のいずれかに該当する世帯
▽満65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯
▽身体障害者手帳3級以上の方が属している世帯
▽精神障害者保健福祉手帳3級以上の方が属している世帯
▽療育手帳B判定以上の方が属している世帯
▽母子世帯で義務教育就学中または就学以前の子どもが属している世帯（義務教育終了後の子どもがいる場合は対象外）
▽愛知県特定疾患医療給付を受給している方のうち、重症患者の認定を受けている方が属している世帯
▽上記に準ずる世帯で、障害者手帳などの交付を受けていないが、税法上の特別障害者控除に該当する方が属している世帯

申請方法および取り付け手順

- ①防災交通課の窓口で申請書に記入してください。
- ②家具を下見する日時を調整するため、防災交通課から電話で連絡します。
- ③町が委託した施工業者と防災交通課担当者が訪問し、下見をします。
- ④取り付け作業日時を決定します。

■申込期限 12月28日(木)

取り付け対象となる家具

- ▽居住する家屋に設置してある家具（洋服ダンス、食器棚など）
※ 家電（冷蔵庫、電子レンジなど）や仏壇は対象外です。
※ 1世帯4点まで（チェーンやL型金具を使用し、壁・柱などに固定）
※ 固定するために家具の移動が必要な場合は、事前に移動させてください。

■申し込み・問い合わせ先 防災交通課防災係 ☎(48)1111(内1209・1210)

